

(4) 理学療法士等修学資金

- ①申請資格 ・養成施設等(大学・短期大学・高等専門学校等)に在学している者。言語聴覚士については、大学等で受験資格を得るために必要な科目を修得中である者も対象
・将来県内で理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しようとする者

②貸付月額

区 分	貸与額
自治体立等養成所(大学・短期大学・高等専門学校を含む)	32,000円
その他の養成所等(大学・短期大学・高等専門学校を含む)	36,000円

※「自治体立等養成所」には、地方自治体が設置主体である養成施設の他、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人が設置主体である施設も含まれます。

- ③貸付利率 無利子

- ④貸付期間 養成施設等に在学する期間

- ⑤返還期間 貸付を受けた期間と同じ (例:4年間貸付を受けた場合は4年間で返還)

⑥返還の免除

貸付終了後2年以内に理学療法士等の免許を取得し、かつ県内において理学療法士等の業務に、貸付を受けた期間の1.5倍の期間(例:4年間貸付の場合6年間)従事された場合は修学資金の返還が免除されます。

- ⑦募集時期 4月(養成施設等入学後)

問合せ先:鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課(電話0857-26-7172)

(5) 介護福祉士修学資金等

①申請資格

【介護福祉士修学資金貸付事業及び社会福祉士修学資金貸付事業】

- ・介護福祉士又は社会福祉士の養成施設等に在学している者。
- ・将来、鳥取県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事しようとする者。
- ・学業成績優秀で心身ともに健全な者。

【介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業】

- ・介護福祉士実務者研修施設に在学している者。
- ・将来、鳥取県内において介護福祉士の業務に従事しようとする者。
- ・学業成績優秀で心身ともに健全な者。

②貸付月額

【介護福祉士修学資金貸付事業】

修学資金(月額)	5万円
入学準備金	20万円(貸付初回)
就職準備金	20万円(貸付最終回)
国家試験受験対策費	4万円(H29年度以降の卒業見込者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者)

※生活保護受給世帯には、生活費加算の制度も有り。